

## 相談支援専門員の要件となる実務経験について

以下、イからトのいずれかを満たしていること。

業 務 内 容		実務経験
イ	平成18年10月1日において、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者又は精神障がい者地域生活支援センターの従事者であった者が、平成18年9月30日までに相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間	通算 3年以上
ロ	(1)から(4)に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間	通算 5年以上
(1)	障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	
(2)	児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者地域生活支援センター、知的障がい者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従事者又はこれらに準ずる者	
(3)	障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者	
(4)	病院若しくは診療所の従事者又はこれに準ずる者、ただし、次の①～④に限る ①社会福祉主事任用資格者 ②訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ③トに掲げる資格を有する者 ④(1)～(3)までに掲げる従事者である期間が1年以上の者	
ハ	次の(1)から(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格等(次の①～④のいずれか)に該当する者が介護等の業務(身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間 ①社会福祉主事任用資格者 ②訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 ③保育士 ④児童指導任用資格者 ⑤精神障がい者社会復帰指導者	通算 5年以上
(1)	障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従事者	
(2)	障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
(3)	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	
ニ	ハの(1)から(3)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間	通算 10年以上
ホ	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間	通算 5年以上
ヘ	特別支援学校において、障がいにある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間	通算 5年以上
ト	ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ の期間が通算して3年以上あり かつ 次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語視覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	通算 5年以上

※ 本資料は、  
 「指定障害児相談支援の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日 厚生労働省告示第225号)」  
 「指定地域相談支援の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成24年3月30日 厚生労働省告示第226号)」  
 「指定計画相談支援の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成24年3月30日 厚生労働省告示第227号)」  
 における実務経験の参考資料である。

(注)

- ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。(H18.6.23サビ管事務連絡を準用)
- 公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内威容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験による証明が可能であれば、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるものとする。(H18.11.2 Q&A)